

【 協 議 事 項 】

- 1 「最重点施策」の進捗に係る運営協議会意見取りまとめ
について

・・・・・・・・・・ 1 頁

協議事項 1

「最重点施策」の進捗に係る運営協議会意見取りまとめについて

1 住民参加型の介護予防施策の推進について（シルバーリハビリ体操事業）

(1) 事業概要

茨城県立健康プラザが実施する養成講座に人材を派遣し、体操のインストラクターとしての役割を担う指導士を養成するとともに、市独自に地域の指導士としての役割を担う市民ボランティアを養成する。

また、茨城県の「シルバーリハビリ体操」及び福島県の「介護予防プログラム」を参考に、本市としての基本的な体操プログラムを作成し、介護予防体操講座等を通じて住民主体による介護予防活動の展開を図る。

(2) 進捗状況

- ・ 指導士養成の中核的役割を担う人材育成に着手した。（2名を公募にて採用し、茨城県の指導士養成プログラムに派遣）
- ・ シルバーリハビリ体操等を参考とした市独自の介護予防プログラムの作成に着手した。
- ・ いきいきデイクラブ、シルバーにこここ学園等の既存事業の中で試行的にシルバーリハビリ体操を取り入れた。

(3) 協議会の主な意見

（計画上は）平成 23 年度以降、本市独自の指導士養成講座を行う予定としているが、日程を前倒して事業展開を図っていくことはできないか。

体操講座の会場までの移動手段がない高齢者等への対応はどのように考えているのか。移動手段の体制を整えることで、より多くの方々に参加していただくことが可能になると思われる。

送迎時間以外の車両は空いている場合が多いことから、行政が事業所に協力要請をすれば活用が可能なのではないか。

（最重点施策のひとつとして）現在モデル事業として行っている「地域見守りネットワーク事業」と、将来的には一体となって実施することも考えてみてはどうか。より地域の方々に浸透し、介護予防に向けた取組みを実施する「地域社会の構築」にも繋がっていきけるのではないかと考える。

2 地域包括支援センターの機能の充実

(1) 事業概要

- ・ 業務の平準化を図るため、7箇所の包括支援センター代表者による情報交換や、業務マニュアルを作成するとともに、専門性の向上のため、専門職の確保やセンター職員研修の充実に努める。
- ・ 総合的・重層的なサービスネットワークを構築するため、地域内における高齢者の実態把握や関係機関のネットワーク構築に向けた活動を強化する。
- ・ 地域包括支援センターの役割や業務内容が地域の中で認知されるよう、地域関係団体の会合への積極的な出席や、パンフレット配布等を通じた広報周知を図る。

(2) 進捗状況

別紙・報告事項1資料を参照

(3) 協議会の主な意見

包括支援センターの業務として一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守り・訪問といった内容を明示していくべきではないか。

(民生委員の業務負担が大きくなっているなかで、)民生委員との連携については、包括支援センターが総合相談支援をしていくなかでうまく機能するのか不安がある。例えば有償ボランティアを募り、その方々に情報収集に当たっていただく、あるいは、民間の事業所を集めて定期的に会議を開き、周知を図る等の対応も検討してみてもどうか。

生活の接点を持つ(場所の)方々が、高齢者の変化に気づくということが大事であり、また、そこで情報がストップするのではなく速やかに包括支援センターへ情報が流れるという環境を築くことが重要になってくる。例えば、いくつかのチェック項目を書いたチェックカードのようなものを常備させ、高齢者の変化にすぐに応じられるような手法を検討してみてもどうか。

3 地域見守りネットワークの構築（あんしん見守りネットワーク活動事業）

(1) 事業概要

地域住民が高齢者に対する声かけ活動を通じて安否確認を行い、支援を要する高齢者については、地域包括支援センターに情報提供をするなど、地域における見守りネットワークを構築する。

また、将来的には、声かけ活動のみに留まらず、ゴミ出し等の支援など、日常生活の支えあい活動についても検討していく。

(2) 進捗状況

- ・ 21年9月に、平下平窪地区、内郷宮町地区（内郷宮一区）の2地区で高齢者見守り隊を結成し、活動を開始した。

(3) 協議会の主な意見

モデル2地区では区長等が中心となって推進していくことが想定されるが、最終的には「住民意識の醸成」という視点が重要と考えるため、この視点を外すことなく、事業展開を図ってほしい。

今後事業を継続していくために、現在見守っている方もいずれは高齢者になるということを見据えて、若い世代の参加を促すような取組みを検討していくべき。

見守りネットワークの構築にあたり、市のもう一つの機関である「地区保健福祉センター」がしっかりフォローをとれる体制にするべき。あわせて、事業検証の際には、今後活動の中心となることが予測される自治会・区長さんに対する負担の程度という視点にも留意すべき。

（今後の見守り活動のなかで）介護保険の認定に繋げた事例及び実績が知りたい。また、介護保険の認定に導けなかった場合の対応をどう考えるのかも今後検討していく必要がある。

4 認知症高齢者対策の推進

(1) 事業概要

認知症予防に関する普及・啓発、認知症早期発見体制の構築、認知症高齢者に対するより充実したケア体制の確立などの一連の施策を実施する。

- ・ 認知症の知識や予防法、成年後見制度、虐待防止等、認知症に関連する各種情報を総合的に盛り込んだパンフレットを作成・配布する。
- ・ 地域における認知症の理解者・応援者の養成を目的に実施している「認知症サポーター養成事業」の拡充を図る。
- ・ 福島県の認知症予防事業である「認知症予防プログラム」実施の支援者として養成されてきた「認知症予防ファシリテーター」を、市独自に養成し、住民参加型の事業として推進する。

(2) 進捗状況

- ・ 21年7月に認知症予防に関する知識の普及啓発を目的とし、市民向けの認知症予防講演会を実施した。
- ・ 介護の日(11月11日)にあわせ、「認知症総合パンフレット」を作成・配布した。
- ・ 認知症予防ファシリテーターの養成 養成総数 38名(平成21年12月末)
- ・ 認知症サポーターの養成 養成実人数 603名(平成21年12月末)

(3) 協議会の主な意見

(認知症サポーターについて) 養成したサポーターと各関係機関とが連携し、新たな介護予防施策について展開できるようなネットワークの構築を、今後検討していく必要があるのではないかと。

認知症の方のうち、特に女性に関しては、化粧等の身だしなみを意識することで、症状が改善されたというケースもある。

認知症の方々それぞれに、日常的な役割を見つけていただき、その役割を継続することで症状が回復するケースもある。

高齢者にとって幸せな介護とは、第一に介護する者が幸せでなくてはならない。

(市が作成・配布した) 認知症総合パンフレットに「介護者のリフレッシュ」とあるが、家庭では男性の協力が不可欠である。また、認知症に限らず、高齢者等を介護している方々にとっても、介護に係る心身の負担は相当なものがある。例えば広報紙等に介護の体験記等を掲載することで、介護者同士の情報共有や介護者の心のケアに繋がり、たいへん喜ばれるのではないかと。

5 高齢者権利擁護対策の推進

(1) 事業概要

認知症高齢者の増加に伴い、更なる活用の必要性が高まっている「成年後見制度」に関する市民理解の促進と、制度活用に係る相談・支援機能の拡充を図る。

- ・ 法律・医療・福祉等の各分野における関係機関が相互に連携を図ることにより、成年後見制度の利用の支援に寄与することを目的として「成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置する。
- ・ 成年後見制度に関するパンフレットを配布するほか、権利擁護に関する講演会の開催などにより、制度の周知・啓発を図る。
- ・ 成年後見制度の円滑な実施に向け、関係機関・団体の相互の情報交換や、相談・手続き等の支援を行うための連携の仕組みづくりを進め、制度の利用促進を図る。

(2) 進捗状況

- ・ 21年7月に「成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置し、同年10月に第1回協議会を開催した。

(3) 協議会の主な意見

身体的虐待、介護等の放棄、心理的虐待など、虐待には介護者の介護疲れという要因が背景にあると考えられるが、介護する方のフォローについても是非検討願いたい。

「成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」で専門機関の設置を検討することのだが、新たに専門機関を設置するのではなく、例えば、上記協議会の中に部会を設けるといった手法も検討してみてもどうか。

実務レベルでのワーキンググループのような機関の設置についても、併せて検討いただければと思う。